

議案第53号

さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例
の制定について

さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例を次のように定める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、市教育委員会が学校職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及びさいたま市教育職員の給与等に関する条例(平成13年さいたま市条例第110号)第2条第2項に規定する教育職員をいう。)に対し退職手当の支給制限等の処分を行おうとする場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「退職手当の支給制限等の処分」とは、職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号。さいたま市教育職員の給与等に関する条例第3条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。)第17条第1項第3号若しくは第2項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定による処分をいう。

(諮問)

第3条 市教育委員会は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、市人事委員会に諮問しなければならない。

2 前項の規定による市人事委員会への諮問については、さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)第24条の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与等の支給）</p> <p>第3条 教育職員の給与等の支給に関しては、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「埼玉県給与条例」という。）、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第30号）、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号。<u>第21条を除く。</u>）及び職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の例による。ただし、地域手当及び住居手当の支給についてはさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の例によるものとし、初任給の基準については教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（給与等の支給）</p> <p>第3条 教育職員の給与等の支給に関しては、<u>埼玉</u>県の学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「埼玉県給与条例」という。）、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第30号）、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）及び職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の例による。ただし、地域手当及び住居手当の支給についてはさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の例によるものとし、初任給の基準については教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>